

一時保護中に死亡した児童に関する損害賠償請求訴訟について

医療機関からの通告により児童相談所が児童虐待と判断し一時保護した児童が、一時保護中に死亡（児童の死亡日：平成 18 年 7 月 27 日。当時 3 歳 9 か月）したことに関し、児童の両親により本市と医療機関に対して行われた損害賠償請求訴訟の控訴審（第二審）の判決が、平成 25 年 9 月 26 日、東京高等裁判所において出されました。

東京高等裁判所は、本市に約 5 千万円の支払を命じた第一審判決（横浜地方裁判所）を取り消し、児童の両親の請求を棄却する判決を言い渡しました。

<訴訟の概要>

1 訴訟の当事者

- (1) 死亡した児童の両親
- (2) 横浜市及び医療機関（独立行政法人国立成育医療研究センター）

2 経過（虐待通告の受理から児童の死亡当日迄）

- 平成 18 年 6 月 16 日 国立成育医療センター（東京都世田谷区）から北部児童相談所に対して児童虐待通告あり。
- 同年 7 月 3 日 一時保護実施（横浜市内の医療機関に一時保護委託開始）
- 同年 7 月 14 日 一時保護先の変更（医療機関の一時保護委託を解除し、一時保護所において一時保護を開始）
- 同年 7 月 27 日 午前 7 時 30 分頃、朝食のおかわりに、除去すべき食物アレルギー源が含まれる竹輪（1 本の 10 分の 1）を摂取。本児を注意深く観察。
午後 2 時 30 分頃、本児の異常に気づき緊急搬送。
本児死亡。

3 訴訟の経過及び概要

(1) 第一審（横浜地方裁判所）

- 平成 21 年 5 月 22 日 提訴
- 同年 7 月～平成 24 年 7 月 口頭弁論（第 1 回～第 14 回）
- 平成 24 年 10 月 30 日 判決

＜第一審の争点＞

- ア 通告の違法性等
- イ 一時保護決定、再一時保護決定等の違法性等
- ウ 児童相談所職員の過失及び死亡した児童の死因
- エ 損害の存否及び額

＜第一審判決の内容＞

- ア 争点のア、イについて

両親は児童に対して必要な栄養を与えておらず、適切な時期に必要な治療等を受けさせていなかったことが認められ、通告や一時保護決定等に違法性はない。

- イ 争点のウ、エについて

児童相談所が児童に対してアレルギー源の卵を含む竹輪を誤って食べさせ、アナフィラキシーショックにより児童を死亡させたと認められ、被告横浜市に対する請求を一部(50,871,936円)認容する。

(2) 第二審（東京高等裁判所）

平成24年11月13日 控訴（控訴人…横浜市）

控訴理由：

第一審判決では、アナフィラキシーショックにより本児を死亡させたとされたが、死因はアナフィラキシーショックではなく、本市に損害賠償責任はないと考えられるため

平成25年1月9日 附帯控訴（附帯控訴人…第一審原告（児童の両親））

附帯控訴理由：

第一審判決では、児童相談所の一時保護決定等に違法性はないとされたが、違法であると考えられるため

同年 4月～6月 口頭弁論（第1回～第2回）

同年 9月26日 判決

＜第二審判決の要旨＞

第一審原告ら（児童の両親）の請求は理由がないため、いずれも棄却する。

- ア 医療機関から児童相談所に対して行われた通告等に違法性はない
- イ 児童相談所の一時保護決定等が違法であるとは認められない。
- ウ 竹輪の摂取と児童の死亡との間に因果関係はない。

4 第二審判決後の動き

平成25年10月10日 第一審原告（児童の両親）から最高裁判所へ上告及び上告受理申立が行われた。

今後、最高裁判所の取扱を待ち、対応を行う。